陳　情　文　書　表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第260号（８．11．19） 「教育委員会主導による悪質な隠蔽行為」と認定された一連の行為について、教育長らが「過失」であるとする認識を改め、「故意」であったことを認め、再発防止に努めることを求める陳情
陳情の要旨	2026年11月11日の面談において、福本教育長は、調査委員会が「教育委員会主導による、計画的で、継続的で、非常に悪質な隠蔽行為」と認定した一連の行為について、すべて「過失」であって「故意」ではないと説明した。 あくまでもこれら全てが「過失」だと主張するのであれば、それぞれの行為について、どこがどのように過失であるか、根拠を示して説明すること。 それぞれの行為について、過失であったとする合理的な根拠を示すことができないのであれば、これまでの「過失」だという認識を改め、調査委員会の認定内容を踏まえて「故意」であったことを認め、教育委員会として再発防止に努めること。
陳情者の住所及び氏名	兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会　代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会　元委員 西尾　裕美
送付委員会	教育こども委員会

2

2026年11月19日

神戸市会議長様

（陳情者）
伊丹市
学校事故事件 被害者遺族の会　代表
新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員
西　尾　　裕　美
（電話

「教育委員会主導による悪質な隠蔽行為」と認定された一連の行為について、教育長らが「過失」であるとする認識を改め、「故意」であったことを認め、再発防止に努めることを求める陳情

陳情趣旨

2026年2月18日と5月18日の私どもの陳情を経て、6月17日と8月3日の2回、教育委員会事務局長　竹森氏と面談をしました。その結果、竹森氏から、教育長による「謝罪の場」を持ちたい旨の申し入れがありました。そのため私どもは、同年11月11日に神戸市総合教育センターに伺いました。それは、教育長から謝罪があるものと思っていたからです。

さて、「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会（以下、「調査委員会」とする）」が「教育委員会主導による、計画的で、継続的で、非常に悪質な隠蔽行為」と認定したにもかかわらず、教育長らはすべて「過失」であったと強弁しています。

しかし、調査委員会が認定した一連の不法・不当行為のすべてが、「過失」によって実現したとは考えられません。過失だとあくまでも主張されるのであれば、それぞれの行為について、どこがどのように過失であるか、根拠を示して説明してください。これまで何度も説明を求めてきましたが、説明は一切なく、11月11日に、福本教育長から改めてすべて「過失」であるとの説明を受けました。

仮に、すべてが過失であったとするならば、神戸市教育委員会という組織における過失の度合いは、どのように評価されるのでしょうか。これほど長期間にわたり過失が繰り返されていたとすれば、教育委員会事務局が教育行政事務を正常に遂行できる組織であるとは到底考えられません。この問題は、すでに報道を通じて広く知られています。児童生徒、保護者、他の教育公務員はもとより、教育関係者や社会全体に与える影響は、決して小さくありません。

あくまでも過失であると主張されるのであれば、神戸市教育委員会は教育行政事務を正常に遂行できる組織体制にないと考えられます。したがって、直ちに組織改革が必要です。

よって、「過失」だという認識を改め、「故意」であったと認め、教育委員会として再発防止に努めることを求めます。

なお、次のことを付記いたします。

福本教育長の説明は、「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会」が懲戒処分を行なわなかったことを理由に、「故意」ではなかったとする趣旨の説明であったように受け取れました。（説明が支離滅裂で、論理的にも整合性を欠いていたため、私ども自身、十分に理解できていない部分がありますが。）

しかし、そもそも同審査会は調査報告書を読んでいないのではないでしょうか。調査委員会が指摘した不法・不当行為について、故意であったのか、過失であったのかについて、審査会が判断したのかどうかも明らかではありません。

このようなことを述べれば、審査会の結果が非公表であり、外部には審議の内容がわからないことをよいことに、福本教育長らが「審査会は調査報告書を読んでいる」と主張されるかもしれません。

そもそも、神戸市の「教育委員会懲戒処分の指針」の「第１　基本事項」には、懲戒処分の量定を決定する際の考慮事項として、「② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか」と明記されています。また、非違行為の動機、態様及び結果、職員の職責、社会に与える影響、さらには非違行為を隠蔽しようとしたかどうかなども含め、総合的に考慮して判断することとされています。

今回、調査委員会が認定した一連の行為は、「計画的で、継続的で、非常に悪質な隠蔽行為」です。これらは、同指針に定める考慮事項に照らしても、極めて重要な判断材料となるはずです。

仮に、審査会が調査報告書を読んでいたのであれば、調査委員会が認定したこれらの事実をどのように評価し、故意又は過失の度合いをどのように判断したのか、また、なぜ懲戒処分を行なわなかったのか、その判断の根拠が説明されるべきです。その説明がない以上、審査会が調査報告書を読んだうえで、適切な判断を行なったのかどうかについて、重大な疑問が残ります。

一方、審査会が調査報告書を読んでいなかったのであれば、その審査結果を根拠として、調査委員会が指摘した一連の行為の故意性を否定することは、なおさらできません。

いずれにしても、懲戒処分が行なわれなかったという結果だけをもって、調査委員会が認定した一連の行為が「故意」ではなかったとすることはできないのです。本来、これは教育長自身が調査報告書を読んだうえで、故意か過失かについて自ら判断し、その判断の根拠を説明すべき問題なのです。

※文中の「懲戒処分が行なわれなかった」については、2024 年 12 月 20 日付「職員の処分等について」で書かれていない対象者・行為等を指します。

陳情事項

2026 年 11 月 11 日の面談において、福本教育長は、調査委員会が「教育委員会主導による、計画的で、継続的で、非常に悪質な隠蔽行為」と認定した一連の行為について、すべて「過失」であって「故意」ではないと説明しました。

あくまでもこれらすべてが「過失」だと主張されるのであれば、それぞれの行為について、どこがどのように過失であるか、根拠を示して説明してください。

それぞれの行為について、過失であったとする合理的な根拠を示すことができないのであれば、これまでの「過失」だという認識を改め、調査委員会の認定内容を踏まえて「故意」であったことを認め、教育委員会として再発防止に努めることを求めます。

以　上